

愛知県立大学図書館運営委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、学術研究情報センターに設置する図書館運営委員会(以下「委員会」という。)について、学術研究情報センター規程第10条第3項の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 図書館の運営の基本方針及び計画に関すること。
- (2) 図書館業務の運営に関すること。
- (3) 学術情報の収集及び発信の方針に関すること。
- (4) 図書館に関する諸規程の制定及び改廃に関すること。
- (5) 図書館の予算に関すること。
- (6) 図書館の施設の設置及び廃止に関すること。
- (7) 第7条に規定する小委員会から委員会に報告された事項
- (8) 第8条に規定する専門部会を設置した時は、当該専門部会から委員会に報告された事項
- (9) その他図書館の運営に関する重要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織し、委員長は、学術研究情報センター長をもって充てる。

- (1) 学術研究情報センター長
- (2) 学術研究情報センター副センター長
- (3) 学術研究情報センター長補佐
- (4) 各学部から選出された者 各1名(所属研究科もしくは専攻の委員を兼ねる)
- (5) 学術情報部長
- (6) その他委員会が適当と認めた者

(委員の任期)

第4条 前条第1号ないし第3号並びに第5号の委員の任期は当該職の在任期間とする。

2 前条第4号及び第6号の委員の任期については1年とする。ただし、再任を妨げない。

3 前条第4号の委員に欠員が生じた場合は、その都度補充するものとし、その任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 前項の定めにもかかわらず、委員の過半数の要求があるときは、委員長は、委員会を招集しなければならない。

3 委員長は、委員の3分の2以上が出席しなければ会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。ただし、委員を兼務する場合は、定足数及び議決数は本務及び兼務を合せて1と数える。

5 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員会が必要と認める場合は、委員以外の者を委員会に出席させその意見を述べさせることができる。ただし、議決に加えることはできない。

(小委員会)

第7条 委員会には、長久手キャンパス図書館及び守山キャンパス図書館固有の業務について審議するため、それぞれ小委員会を設置する。

2 小委員会での審議事項は、委員会に報告しなければならない。

3 小委員会の庶務は、長久手キャンパス及び守山キャンパスの担当課がこれを処理する。

4 その他小委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(専門部会)

第8条 委員会が必要と認めたときは、専門部会を置くことができる。

2 前項の専門部会には、委員以外の者を加えることができる。

(庶務)

第9条 委員会に関する庶務は、学術情報部図書情報課及び学術情報課において担当する。

(その他)

第10条 この規程の施行に関し必要な事項は、委員会の議を経て、学術研究情報センター長が定める。

附則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成21年7月28日から施行する。

附則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成25年5月1日から施行する。

附則

この規程は、平成26年7月1日から施行する。

附則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。